

多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業 入札説明書等 新旧対照表

令和5年11月28日  
 (下線部は修正・追記部分)

1 民間事業者からの質問による修正

入札説明書に関する修正

質問	該当箇所	修正前	修正後
No.39	入札説明書 P6 2 特定事業の選定に関する事項 (9)事業期間 (予定) ア 設計・建設期間 (開業準備期間含む)		※ (ア) における駐車場とは、多目的屋内施設の運営に必要となる駐車場 (公園利用者用、関係者用、駐輪場) を想定している。詳細については、市と協議したうえで、決定すること。

要求水準書に関する修正

質問	該当箇所	修正前	修正後
No.39	要求水準書 P14 第1 総則 2 事業内容に関する事項 (9) 事業期間 (予定) ア 設計・建設期間 (開業準備期間含む)		※ (ア) における駐車場とは、多目的屋内施設の運営に必要となる駐車場 (公園利用者用、関係者用、駐輪場) を想定している。詳細については、市と協議したうえで、決定すること。

質問	該当箇所	修正前	修正後
No.102	要求水準書 P39 第 4 公園基盤施設の設計要件 2 公園基盤施設別の要求水準 (1) 施設の機能及び性能に関する事項 イ 業務の詳細 (タ) その他公園基盤施設：植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野球場北東のクスノキ（シノブ）、児童遊園のカイズカイブキについては、樹木診断を実施したうえで移植を含めた保全活用方針を市と協議すること。<u>また、記念樹や豊橋球場周りの高木については、できる限り保全するように配慮すること。詳細については、「別紙 5－1 樹木管理図の取扱い」、「別紙 5－2 樹木管理図」を参照すること。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野球場北東のクスノキ（シノブ）、児童遊園のカイズカイブキについては、樹木診断を実施したうえで移植を含めた保全活用方針を市と協議すること。</li> <li>・<u>記念樹については、既存の位置とすること、または、移植すること。</u></li> <li>・<u>豊橋球場周りの高木については、できる限り保全するように配慮すること。</u></li> <li>・<u>詳細については、「別紙 5－1 樹木管理図の取扱い」、「別紙 5－2 樹木管理図」を参照すること。</u></li> </ul>
No.108	要求水準書 P49 第 7 建設業務 2 建設業務の要求水準 (5) 工事監理業務 ア 基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事監理者は、常駐して業務を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事監理者は、常駐して業務を行うことを原則とするが、<u>市と協議のうえ、認められた場合は非常駐も可能とする。</u></li> </ul>

質問	該当箇所	修正前	修正後
No.112	要求水準書 別紙 28 一般利用日等の取扱い		<p>3. <u>豊橋市総合体育館における利用予約の受付手順について</u>  <u>多目的屋内施設における利用予約の運用の参考とするため、豊橋市総合体育館における利用予約の受付手順を以下に示す。</u></p> <p>■<u>優先予約</u></p> <p>① <u>当該年度の前年度11月頃・・・施設利用調整会議を行い、当該年度の優先予約を確定する。</u></p> <p>② <u>優先予約の内容を予約システムに入力する。</u></p> <p>■<u>一般利用予約（※利用日の2か月前から開始）</u></p> <p>① <u>利用者からの問合せに対して、利用希望日を聞き取り、施設の予約の空き状況を確認する。</u></p> <p>② <u>窓口にて施設の利用方法や使用備品等の条件を確認したうえ、利用承認申請書を利用者に記載してもらい、受理する。</u></p> <p>③ <u>指定管理者が予約システム（eあいち（あいち共同利用型施設予約システム））に②の申請内容を入力し、予約を確定する。</u></p>
No.125	要求水準書 P60 第 10 維持管理業務 1 総則 (4) 対象施設及び業務対象 範囲		<p>その他公園基盤施設：植栽の欄について、修繕等業務と警備業務を削除。（「○」→「-」）</p>

質問	該当箇所	修正前	修正後
No.135	要求水準書 P67 第 10 維持管理業務 2 業務の要求水準 (9) 警備業務 ウ 業務の詳細 (イ) 有人警備	24 時間警備を基本とする。	24 時間警備を基本とするが、市との協議により管理上支障ないと判断できた場合は、 <u>維持管理業務開始後、運用で変更することを可能とする。</u>
No.144	要求水準書 別紙 2-1 現況平面図		「別紙 2-1-3 陸上競技場フィールド改修工事」 「別紙 2-1-4 陸上競技場クロスントリーコース整備工事」 「別紙 2-1-5 陸上競技場 3 種公認更新工事」 を追加
No.160	要求水準書 別紙 30 豊橋市体育施設利用料金減免要綱		「豊橋市総合体育館・利用料金減免実績一覧表」 を追加

特定事業契約書（案）に関する修正

質問	該当箇所	修正前	修正後
No.39	特定事業契約書（案） 別紙 2 定義集 (73)		<p>「多目的屋内施設及び駐車場」とは、多目的屋内施設及び多目的屋内施設の運営に必要な範囲として市と事業者が協議して定める駐車場（公園利用者用、関係者用、駐輪場）の総称をいう。</p> <p>※追加により、以降の定義番号も修正しています。</p>
No.181	特定事業契約書（案） 第 66 条	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業者は、要求水準書等に従い、開業準備業務に関し、開業準備業務の実施期間中の業務計画書、及び各事業年度の年度業務計画書を作成して市に提出し、市の確認を得なければならない。</li> <li>2 事業者は、前項に定める業務計画書又は年度業務計画書の内容を変更するときは、事前に変更内容を市に説明し、かつ、変更後の業務計画書又は年度業務計画書を市に提出し、市の承諾を得なければならない。</li> <li>3 事業者は、前 2 項に定める業務計画書及び年度業務計画書に従って、開業準備業務を実施しなければならない。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業者は、要求水準書等に従い、開業準備業務に関し、開業準備業務の実施期間中の業務計画書、及び各事業年度の年度業務開始計画書を作成して市に提出し、市の確認を得なければならない。</li> <li>2 事業者は、前項に定める業務計画書又は年度業務開始計画書の内容を変更するときは、事前に変更内容を市に説明し、かつ、変更後の業務計画書又は年度業務開始計画書を市に提出し、市の確認を得なければならない。</li> <li>3 事業者は、前 2 項に定める業務計画書及び年度業務開始計画書に従って、開業準備業務を実施しなければならない。</li> </ol>

質問	該当箇所	修正前	修正後
No.181	特定事業契約書（案） 第 67 条	事業者は、開業準備業務の履行状況等について、要求水準書等に従い、業務報告書を市に提出しなければならない。	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1366 207 2004 351">1 事業者は、開業準備業務の履行状況等について、要求水準書等に従い、<u>月次業務報告書及び年度業務終了報告書を市に提出し、市の確認を得なければならない。</u></li> <li data-bbox="1366 359 2004 518">2 事業者は、開業準備業務の完了時において、<u>要求水準書等に従い、開業準備業務に係る業務完了報告書を市に提出し、市の確認を得なければならない。</u></li> </ol>
	特定事業契約書（案） 第 77 条	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="723 542 1348 726">1 事業者は、要求水準書等に従い、運営実施業務に関し、運営実施業務の開始日から事業期間終了までの業務計画書、及び各事業年度の年度業務計画書を作成して市に提出し、市の確認を得なければならない。</li> <li data-bbox="723 734 1348 917">2 事業者は、前項に定める業務計画書又は年度業務計画書の内容を変更するときは、事前に変更内容を市に説明し、かつ、変更後の業務計画書又は年度業務計画書を市に提出し、市の承諾を得なければならない。</li> <li data-bbox="723 925 1348 1021">3 事業者は、前 2 項に定める業務計画書及び年度業務計画書に従って、運営実施業務を実施しなければならない。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1366 542 2004 726">1 事業者は、要求水準書等に従い、運営実施業務に関し、運営実施業務の開始日から事業期間終了までの業務計画書、及び各事業年度の年度業務開始計画書を作成して市に提出し、市の確認を得なければならない。</li> <li data-bbox="1366 734 2004 917">2 事業者は、前項に定める業務計画書又は年度業務開始計画書の内容を変更するときは、<u>事前に変更内容を市に説明し、かつ、変更後の業務計画書又は年度業務開始計画書を市に提出し、市の確認を得なければならない。</u></li> <li data-bbox="1366 925 2004 1021">3 事業者は、前 2 項に定める業務計画書及び年度業務開始計画書に従って、運営実施業務を実施しなければならない。</li> </ol>
	特定事業契約書（案） 第 78 条	事業者は、運営実施業務の履行状況等について、要求水準書等に従い、業務報告書を市に提出しなければならない。	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1366 1101 2004 1244">1 事業者は、運営実施業務の履行状況等について、要求水準書等に従い、<u>月次業務報告書及び年度業務終了報告書を市に提出し、市の確認を得なければならない。</u></li> <li data-bbox="1366 1252 2004 1396">2 事業者は、運営実施業務の完了時において、<u>要求水準書等に従い、運営実施業務に係る引継業務報告書及び業務完了報告書を市に提出し、市の確認を得なければならない。</u></li> </ol>

質問	該当箇所	修正前	修正後
No.181	特定事業契約書（案） 第 84 条	<p>1 事業者は、要求水準書等に従い、維持管理業務に関し、維持管理業務の開始日から事業期間終了までの業務計画書、及び各事業年度の年度業務計画書を作成して市に提出し、市の確認を得なければならない。</p> <p>2 事業者は、前項に定める業務計画書又は年度業務計画書の内容を変更するときは、事前に変更内容を市に説明し、かつ、変更後の業務計画書又は年度業務計画書を市に提出し、市の承諾を得なければならない。</p> <p>3 事業者は、前 2 項に定める業務計画書及び年度業務計画書に従って、維持管理業務を実施しなければならない。</p>	<p>1 事業者は、要求水準書等に従い、維持管理業務に関し、維持管理業務の開始日から事業期間終了までの業務計画書<u>その他の必要書類</u>、及び各事業年度の年度業務開始計画書を作成して市に提出し、市の確認を得なければならない。</p> <p>2 事業者は、前項に定める業務計画書又は年度業務開始計画書の内容を変更するときは、事前に変更内容を市に説明し、かつ、変更後の業務計画書又は年度業務開始計画書を市に提出し、<u>市の確認</u>を得なければならない。</p> <p>3 事業者は、前 2 項に定める業務計画書及び年度業務開始計画書に従って、維持管理業務を実施しなければならない。</p>
	特定事業契約書（案） 第 85 条	<p>事業者は、維持管理業務の履行状況等について、要求水準書等に従い、業務報告書を市に提出しなければならない。</p>	<p>1 事業者は、維持管理業務の履行状況等について、要求水準書等に従い、<u>日常の業務報告書（日報）、月次業務報告書及び年度業務終了報告書を市に提出しなければならない。</u></p> <p>2 事業者は、維持管理業務の完了時において、<u>要求水準書等に従い、維持管理業務に係る引継業務報告書及び業務完了報告書を市に提出し、市の確認を得なければならない。</u></p>

質問	該当箇所	修正前	修正後
No.199	特定事業契約書（案） 別紙 4 事業者等が付す保険 第 2 運營業務及び維持管理 業務に係る保険 1 施設賠償責任保険 (3) 付保条件 イ	保険期間は、多目的屋内施設及び駐車場の引渡日 <u>の翌日から特定事業契約の終了日までの全期間</u> とする。なお、1～3年程度の期間ごとに都度更 新を行う場合でもよいものとする。	保険期間は、維持管理・運営期間の全期間とする。 なお、1～3年程度の期間ごとに都度更新を行う 場合でもよいものとする。
	特定事業契約書（案） 別紙 4 事業者等が付す保険 第 2 運營業務及び維持管理 業務に係る保険 2 火災保険 (3) 付保条件 イ	保険期間は、多目的屋内施設及び駐車場の引渡日 <u>の翌日から特定事業契約の終了日までの全期間</u> とする。なお、1～3年程度の期間ごとに都度更 新を行う場合でもよいものとする。	保険期間は、維持管理・運営期間の全期間とする。 なお、1～3年程度の期間ごとに都度更新を行う 場合でもよいものとする。
No.200	特定事業契約書（案） 第 88 条	市は、事業者による統括管理業務、設計・建設業 務、運營業務及び維持管理業務の実施に要する費 用を、別紙 6（サービス購入料の算定及び支払方 法）の定めに基づき、サービス購入料として事業 者に支払う。	市は、事業者による統括管理業務、設計・建設業務、 運營業務及び維持管理業務の実施に要する費用の <u>うち、事業者が利用料金収入で賄う部分を除いた</u> <u>額を</u> 、別紙 6（サービス購入料の算定及び支払方 法）の定めに基づき、サービス購入料として事業 者に支払う。

質問	該当箇所	修正前	修正後																													
No.200	特定事業契約書（案） 別紙 6 サービス購入料の算定 及び支払方法 1 サービス購入料の内訳	本事業におけるサービス購入料は以下に掲げる項目により構成される。	本事業におけるサービス購入料は以下に掲げる項目により構成される。 <u>なお、サービス購入料C、D、E、F及びGについては、事業者が利用料金収入（事業提案書に基づく計画収入をいい、実績による変動を含まない。）で賄う部分を除くものとする。</u>																													
No.209	特定事業契約書（案） 別紙 6 サービス購入料の算定 及び支払方法 6 物価変動によるサービス購入料の改定 (2) サービス購入料C、D、E、F及びGの改定 ア	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="719 555 853 606">業務</th> <th data-bbox="853 555 1361 606">使用する指標（確報）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="719 606 853 724">統括管理業務</td> <td data-bbox="853 606 1361 724">「毎月勤労統計調査」賃金指数-事業所規模5人以上-調査産業計-きまって支給する給与（厚生労働省）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="719 724 853 916" rowspan="2">維持管理業務</td> <td data-bbox="853 724 1361 842">「企業向けサービス価格指数」建物サービス（日本銀行調査統計局）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="853 842 1361 916">「企業向けサービス価格指数」警備（日本銀行調査統計局）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="719 916 853 1034">運営業務</td> <td data-bbox="853 916 1361 1034">「企業向けサービス価格指数」労働者派遣サービス（日本銀行調査統計局）</td> </tr> </tbody> </table>	業務	使用する指標（確報）	統括管理業務	「毎月勤労統計調査」賃金指数-事業所規模5人以上-調査産業計-きまって支給する給与（厚生労働省）	維持管理業務	「企業向けサービス価格指数」建物サービス（日本銀行調査統計局）	「企業向けサービス価格指数」警備（日本銀行調査統計局）	運営業務	「企業向けサービス価格指数」労働者派遣サービス（日本銀行調査統計局）	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1361 555 1653 606">項目</th> <th data-bbox="1653 555 2013 606">使用する指標（確報）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1361 606 1653 762">サービス購入料C</td> <td data-bbox="1653 606 2013 762">「毎月勤労統計調査」賃金指数-事業所規模5人以上-調査産業計-きまって支給する給与（厚生労働省）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1361 762 1653 900">サービス購入料D</td> <td data-bbox="1653 762 2013 900">「企業向けサービス価格指数」労働者派遣サービス（日本銀行調査統計局）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1361 900 1464 1171" rowspan="2">サービス購入料E</td> <td data-bbox="1464 900 1653 1034">警備業務</td> <td data-bbox="1653 900 2013 1034">「企業向けサービス価格指数」警備（日本銀行調査統計局）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1464 1034 1653 1171">上記以外の維持管理業務</td> <td data-bbox="1653 1034 2013 1171">「企業向けサービス価格指数」建物サービス（日本銀行調査統計局）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1361 1171 1653 1308">サービス購入料F</td> <td data-bbox="1653 1171 2013 1308">「企業向けサービス価格指数」建物サービス（日本銀行調査統計局）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1361 1308 1653 1455">サービス購入料G</td> <td data-bbox="1653 1308 2013 1455">「消費者物価指数」中分類指数 -光熱・水道（総務省）</td> </tr> </tbody> </table>	項目		使用する指標（確報）	サービス購入料C		「毎月勤労統計調査」賃金指数-事業所規模5人以上-調査産業計-きまって支給する給与（厚生労働省）	サービス購入料D		「企業向けサービス価格指数」労働者派遣サービス（日本銀行調査統計局）	サービス購入料E	警備業務	「企業向けサービス価格指数」警備（日本銀行調査統計局）	上記以外の維持管理業務	「企業向けサービス価格指数」建物サービス（日本銀行調査統計局）	サービス購入料F		「企業向けサービス価格指数」建物サービス（日本銀行調査統計局）	サービス購入料G		「消費者物価指数」中分類指数 -光熱・水道（総務省）
業務	使用する指標（確報）																															
統括管理業務	「毎月勤労統計調査」賃金指数-事業所規模5人以上-調査産業計-きまって支給する給与（厚生労働省）																															
維持管理業務	「企業向けサービス価格指数」建物サービス（日本銀行調査統計局）																															
	「企業向けサービス価格指数」警備（日本銀行調査統計局）																															
運営業務	「企業向けサービス価格指数」労働者派遣サービス（日本銀行調査統計局）																															
項目		使用する指標（確報）																														
サービス購入料C		「毎月勤労統計調査」賃金指数-事業所規模5人以上-調査産業計-きまって支給する給与（厚生労働省）																														
サービス購入料D		「企業向けサービス価格指数」労働者派遣サービス（日本銀行調査統計局）																														
サービス購入料E	警備業務	「企業向けサービス価格指数」警備（日本銀行調査統計局）																														
	上記以外の維持管理業務	「企業向けサービス価格指数」建物サービス（日本銀行調査統計局）																														
サービス購入料F		「企業向けサービス価格指数」建物サービス（日本銀行調査統計局）																														
サービス購入料G		「消費者物価指数」中分類指数 -光熱・水道（総務省）																														

## 2 その他の修正

### 入札説明書に関する修正

該当箇所	修正前	修正後
入札説明書 P17 4 入札参加に関する事項 (2) 応募者の資格要件 ケ		・株式会社プレック研究所

### 様式集に関する修正

該当箇所	修正前	修正後
様式集（提出書類・記載要領） P12 第 2 入札関係書類記載要領 3 書類提出要領 (2) 入札参加資格要件等の確認に関する 提出書類	<p>イ 「入札参加資格要件等の確認書（様式 2-14）」及び附属資料（会社概要等）については、企業ごとに A4 ファイルに綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に「入札参加資格要件等の確認に関する附属資料」と書き、当該企業名を付すこと（各 1 部）。</p> <p>ウ 企業単体の貸借対照表（直近 3 期分）、企業単体の減価償却明細表（直近 3 期分）、連結決算の貸借対照表及び損益計算書（直近 1 期分）に関し、3 月決算の企業については、最近期決算を 2022 年度として提出すること。</p>	<p>イ 「入札参加資格審査の附属資料提出確認書（様式 2-14）」及び本様式における附属資料については、企業ごとに A4 ファイルに綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に「入札参加資格要件等の確認に関する附属資料」と書き、当該企業名を付すこと（各 1 部）。</p> <p>ウ 「入札参加資格審査の附属資料提出確認書（様式 2-14）」における附属資料については、各企業の財務状況を確認するために、企業単体の貸借対照表及び損益計算書（直近 3 期分）、企業単体の減価償却明細表（直近 3 期分）、連結決算の貸借対照表及び損益計算書（直近 1 期分、連結決算の対象でない場合は不要）を含めて提出すること。なお、3 月決算の企業については、最近期決算を 2022 年度として提出すること。</p>

特定事業契約書（案）に関する修正

該当箇所	修正前	修正後
特定事業契約書（案） 別紙 2 定義集 (29)		<p>「協力企業」とは、落札者を構成する企業のうち、事業者への出資（議決権付株式及び（もしあれば）完全無議決権株式の保有をいう。以下同じ。）を行わず、事業者からの委託又は請負により各業務を実施する企業をいい、本契約締結時点では【協力企業名】及び【協力企業名】をいう。</p> <p>※追加により、以降の定義番号も修正しています。</p>
特定事業契約書（案） 別紙 6 サービス購入料の算定及び支払方法 3 サービス購入料の支払方法 (5) サービス購入料の支払時期及び回数	サービス購入料 C C-1 支払回数 <u>16</u> 回	サービス購入料 C C-1 支払回数 <u>14</u> 回